

## 令和3年度決算 消費税引き上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)の用途について

地方消費税(国・地方)は2014年4月1日より5%から8%に2019年10月1日より8%から10%に引き上げられ、地方消費税収は、地方税法の規定により、全て社会保障施策に要する経費に充てることとされています。

当村の令和3年度決算における社会保障関連経費への充当状況については、以下のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 51,810 千円

【歳出】 社会保障施策に要する経費 519,682 千円

単位:千円

区分	事業	経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	うち地方消費税交付金 (社会保険財源化分)
			国県支出金	地方債	その他		
社会福祉	社会福祉事業	34,747	670		1,244	32,833	4,512
	障害福祉事業	96,116	65,699			30,417	4,180
	高齢者福祉事業	76,929	853		135	75,941	10,436
	児童福祉事業	144,512	47,692			96,820	13,306
	小計	352,304	114,914	0	1,379	236,011	32,434
社会保険	国民健康保険事業	19,104	10,103			9,001	1,237
	後期高齢者医療事業	55,144	8,838			46,306	6,364
	介護保険事業	55,041	480			54,561	7,498
	小計	129,289	19,421	0	0	109,868	15,099
保健衛生	成人保険事業	9,929	451		1,867	7,611	1,046
	母子保健事業	9,466	2,033			7,433	1,021
	疾病予防対策事業	17,671	1,986		628	15,057	2,069
	医療提供体制確保事業	1,023	0			1,023	141
	小計	38,089	4,470	0	2,495	31,124	4,277
合計		519,682	138,805	0	3,874	377,003	51,810

※ 地方消費税交付金(社会保障費財源化分)は、各事業の一般財源の比率に応じて按分して充当しています。